

## 議案第62号

### 財産を無償で譲渡すること（県営住宅高城第3団地） について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	倉吉市上米積字江門寺521番1ほか 12筆	2,176.85平方メートル
建 物	倉吉市上米積字江門寺521番1ほか 12筆	10棟（10戸） 830.07平方メートル

#### 2 相手方

倉吉市葵町722番地

倉吉市

#### 3 理 由

県営住宅高城第3団地は、既に倉吉市で管理代行制度を導入し、実態として市営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に市営住宅とし、引き続き市で管理してもらうため、倉吉市に無償で譲渡するものである。